

「セレマ」冠婚葬祭積み立て

解約手数料は不当

京都地裁判決

冠婚葬祭の料金を積み立てる契約を解約すると高額な手数料を取られるのは消費者契約法違反だとして、NPO法人京都消費者契約ネットワーク（京都市）が、冠婚葬祭会社セレマ（同）に手数料条項の破棄を求めた消費者団体訴訟の判決が13日、京都地裁であった。

判決を言い渡した。判決によると、セレマは30万〜50万円の冠婚葬祭費を200回払いで積み立てる契約を設けており、解約時には棺の準備費などの損害が発生するとして1割以上の手数料を取り、支払回数が少ないければ全額を徴収している。判決は、解約されても使い回せる棺の代金などは損害に含まれないと判断した。

手数料の基準を決めているのは業界団体「全日本冠婚葬祭互助協会」で、会員企業は244社あり、ほとんどが基準を参考に手数料を取る。原告の長野浩三弁護士は「同様の手数料条項を持つ企業はこの判決で見直しを迫られる」と話した。セレマは「手数料は業界団体の基準に基づいたもので適正だ。対応を検討したい」としている。（村上晃）